

年 月 日

岐阜市立島中学校長 様

## 学校において予防すべき感染症 罹患等報告書

\_\_\_年\_\_\_組 生徒氏名\_\_\_\_\_

保護者氏名\_\_\_\_\_

診 断 名	<p>( ) 新型コロナウイルス感染症 ( ) インフルエンザ (A型・B型) ( ) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ( ) 水痘 (水ぼうそう) ( ) 咽頭結膜熱 (プール熱) ( ) 上記以外の感染症等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">病名：</div>
出席停止の期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
医療機関名	
備 考	

### 【 注意事項 】

- ・この用紙は、医師の指示を聞いて、保護者が記入してください。
- ・治癒後の登校につきましては、医師の指示に従ってください。

### ※ 新型コロナウイルス感染症に関わって

(令和5年5月変更)

- ・お子さんが感染した場合は、発症から5日間の出席停止となります。
- ・濃厚接触者の特定や行動制限が廃止されたため、同居家族が感染しても登校できます。ただし、お子さんに症状があるなど同居家族からの感染が疑われる場合は出席停止としますのでその旨ご連絡下さい。
- ・発熱等のかぜ症状やワクチン接種後の副反応は、出席停止ではなく欠席となります。

◇出席停止となる感染症の種類

**第2種学校感染症**

1	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風疹	発疹が消失するまで
7	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
9	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

**第3種学校感染症**

10	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
11	流行性角結膜炎	同上
12	急性出血性結膜炎	同上
13	コレラ	同上
14	細菌性赤痢	同上
15	腸チフス	同上
16	パラチフス	同上
[ 下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの ]		
17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
18	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
20	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）・伝染性膿痂疹